

7 深夜営業(騒音)の規制

(1) 対象となる営業

- ア 鹿児島県公衆浴場法施行条例に規定する特殊公衆浴場営業 イ ボウリング場営業
ウ ゴルフ練習場営業 エ 自動車駐車場営業 オ バッティングセンター営業

(2) 規制時間帯

午後10時から翌日の午前6時まで(騒音規制法に基づく夜間の時間帯と同じ。)

いわゆる「音の大きさ」を規制するものであって、営業時間を制限するものではありません。

なお、食品衛生法施行令に規定する飲食店営業と喫茶店営業については、市内全域において県条例による規制が適用されています。この条例が施行された後も、その適用は継続します。

※規制基準については、本庁環境課までお問い合わせください。

8 拡声機使用の制限

(1) 制限する区域

次に掲げる区域内においては、**商業宣伝を目的として**拡声機を使用してはいけません。ただし、(3)に掲げる事項を遵守して、自動車による等移動しながら使用する場合は除きます。

ア 都市計画用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域

イ 学校、図書館、児童福祉施設、病院又は診療所の敷地の周囲100m以内

(2) 航空機利用の制限

(1)に掲げる区域内に限らず、航空機から機外に向けて、**商業宣伝を目的として**拡声機を使用してはいけません。ただし、次に掲げる事項を遵守すれば、使用することができます。

ア 午後5時から翌日の午前9時までは使用しない。

イ 音量は原則として、地上概ね1mの位置において90%レンジの上端値で75dBを超えない。

ウ 同一地域の上空で3回以上繰り返し放送しない。

エ 音楽を放送しない。

(3) 全般的遵守事項

(1)に掲げる区域内に限らず、**商業宣伝を目的として**拡声機を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

ア 午後8時から翌日の午前8時までは使用しない。

イ 1回10分以内とし、15分以上の休止時間を置く。(移動しながら使用する場合は除く。)

ウ 他の拡声機と50m以上の間隔を置く。

エ 地上8m以上の高さで使用しない。(航空機放送を除く。)

オ 音量は、音源直下から30mの距離において90%レンジの上端値で75dBを超えない。

9 生活排水対策

(1) 市の施策 ※地域の特殊性に応じて、必要な施策を講じます。

ア 公共下水道その他の集合処理施設の整備

イ 合併処理浄化槽の普及推進

ウ 生活排水対策の啓発

エ その他市長が必要と認めること。

(2) 排出者の努力

ア 調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行う。

イ 合併処理浄化槽を設置して排出する。(公共下水道その他の集合処理施設が供用されている場合を除く。)

ウ 合併処理浄化槽が有効に機能するよう、適正な維持管理を行う。

10 地球環境保全に関する取組み

効果的な地球環境保全の取組みを推進するため、市民・事業者の皆さんが努めるべき事項として、次のことを規定しています。

(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの計画的な排出抑制に努める。

(2) 日常生活におけるエネルギーの使用の合理化に取り組み、適切な緑化及び森林の保全に努める。

(3) 公共交通機関や自転車等による移動、又はエコドライブに努める。

(4) エコマーク等の認証を受けた環境物品等の購入に努める。

(5) エネルギーの消費がより少ない機器等の選択に努める。

(6) 市内で生産された農林水産物等を優先的に消費するよう努める。

(7) オゾン層破壊物質の排出又は漏出の防止に努める。

(8) 希少野生動植物の保護に取り組み、絶滅危惧種等の状態の維持又は回復に努める。